

団体名:鳥羽市

水源名:岩倉水源

試料名:浅井戸・原水

省令No	検査項目	検査頻度	理由
1	一般細菌	1回/年	
2	大腸菌	1回/年	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	
4	水銀及びその化合物	1回/年	
5	セレン及びその化合物	1回/年	
6	鉛及びその化合物	1回/年	
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	
8	六価クロム化合物	1回/年	
9	亜硝酸態窒素	1回/年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	
12	フッ素及びその化合物	1回/年	
13	ホウ素及びその化合物	1回/年	
14	四塩化炭素	1回/年	
15	1,4-ジ'オキサン	1回/年	
16	シス及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	1回/年	
17	ジ'クロロメタン	1回/年	
18	テトラクロロエチレン	1回/年	
19	トリクロロエチレン	1回/年	
20	ペンセン	1回/年	
21	塩素酸	—	
22	クロ酢酸	—	
23	クロホルム	—	
24	ジ'クロ酢酸	—	
25	ジ'ブロモクロロメタン	—	
26	臭素酸	—	
27	総トリハロメタン	—	
28	トリクロ酢酸	—	
29	ブロモジ'クロロメタン	—	
30	ブロモホルム	—	
31	ホルムアルデ'ヒド'	—	
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	
34	鉄及びその化合物	1回/年	
35	銅及びその化合物	1回/年	
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	
37	マンガン及びその化合物	1回/年	
38	塩化物イオン	1回/年	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	
40	蒸発残留物	1回/年	
41	陰イオン界面活性剤	1回/年	
42	ジェオスミン	1回/年	
43	2-メチルイソボルネオール	1回/年	
44	非イオン界面活性剤	1回/年	
45	フェノール類	1回/年	
46	有機物(TOC)	1回/年	
47	pH値	1回/年	
48	味	—	
49	臭気	1回/年	
50	色度	1回/年	
51	濁度	1回/年	

団体名:鳥羽市
 水源名:岩倉水源
 試料名:浅井戸・処理水

有令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	塩化物イオン	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	水道法上省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
40	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
42	ジエオシン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
45	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
47	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
48	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
49	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
51	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市
 水源名:白木
 試料名:浅井戸・処理水

有令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
40	蒸発残留物	500mg/L以下	4回/1年(1回/年)	基準値の1/5超の為監視強化
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
42	ジエオシン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
45	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
47	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
48	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
49	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
51	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市
 水源名:国崎
 試料名:浅井戸・処理水

有令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
40	蒸発残留物	500mg/L以下	4回/1年(1回/年)	基準値の1/5超の為監視強化
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
42	ジエオシン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
45	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
47	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
48	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
49	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
51	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市
 水源名:相差
 試料名:浅井戸・処理水

有令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
40	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
42	ジエオシン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
45	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
47	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
48	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
49	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
51	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市
 水源名:上水道(旧答志島簡易水道)
 試料名:受水・処理水

省令No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキシソ	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4回/年	基準値の1/5超過の為
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
40	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
42	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
45	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
47	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
48	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
49	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
51	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市

水源名:上水道(旧神島簡易水

道)試料名:受水・処理水

有令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4回/年	基準値の1/5超過の為
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
40	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
42	ジエオキシ	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
45	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
47	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
48	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
49	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
51	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市

水源名:上水道(旧菅島簡易水

道)試料名:受水・処理水

有令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4回/年	基準値の1/5超過の為
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
40	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
42	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
45	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
47	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
48	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
49	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
51	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可